

議案第45号

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例案

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成25年 9 月19日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年守口市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 前2項に規定するもののほか、英語指導助手には、通勤並びに赴任及び帰住に係る費用弁償を支給する。

第5条中「報酬」の次に「及び通勤に係る費用弁償」を加える。

第7条中「市長が」を削る。

附則第2項中「及び建築審査会委員」を「、建築審査会委員及び英語指導助手」に改める。

別表障害程度区分等認定審査会委員の項の次に次のように加える。

英語指導助手	月額	330,000円の範囲内において規則で定める額
--------	----	-------------------------

別表その他の委員の項中「〃」を「月額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。